

第3号様式(3)

施工体制確認型総合評価方式（特別簡易型・単体発注）

沖縄県土木建築部一般競争入札公告中第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成23年6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上原 良幸



1 工事概要

- (1) 工事名 喜舎場地すべり対策工事(H23-1)
- (2) 工事場所 北中城村喜舎場地内
- (3) 工事内容 抑止杭工、仮設工
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成24年2月29日まで
- (5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (6) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成23・24年度入札参加資格者名簿（等級格付）（以下「平成23・24年度建設業者格付名簿」という。）に土木工事業のA等級として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づ

き更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄県が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (5) 平成13年4月1日から競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限日までに、土木一式工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。
 - ア 資格の詳細について、入札説明書を参照。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ウ 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (7) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 原則として上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (11) 沖縄県中部土木事務所管内に建設業法に基づく本店又は営業所が存在すること。
- (12) 平成13年4月1日から申請書等の提出期限日までに、元請けとして施工し、完成・引渡し完了した赤土等流出防止対策の施工実績があること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

- ・企業の技術力を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

ア 基礎点

競争参加資格が認められた者には、基礎点として100点を与える。

イ 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は40点とする。

ウ 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

エ 総合評価

価格及び技術資料に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内で、沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（以下「低入札調査要領」という。）に基づく失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）以上の入札参加者についてア、イ及びウにより得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者で低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）に満たない者（以下「低価格入札者」という。）については、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として開札後速やかにヒアリングを実施する。ただし、当該価格が失格基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないと判断し、ヒアリングを実施せず失格とする。

(4) 落札者の決定方法

入札後、落札者の決定は、保留する。次のア、イの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。その結果は全入札参加者に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。

イ 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

- (5) 提出された申請書及び確認資料の不明な点等について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

4 入札手続等

- (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成23年6月10日（金）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】 <https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班

電話番号 098-894-6510

- (2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間：平成23年6月10日（金）から平成23年6月24日（金）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班

電話番号 098-894-6510

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（別記様式1-1のみでよい）を提出すること。

エ 提出部数：2部

- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成23年7月11日（月） 9時00分

入札書提出締切日時：平成23年7月12日（火）15時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成23年7月13日（水） 9時00分

持参場所：沖縄県合同庁舎4階 入札室

※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成23年7月13日（水） 9時05分電子入札システムにより開札

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号の定めるところにより免除。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

(3) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施 調査を実施する。

(4) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(5) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。

(6) 経常JVについて

本工事に経常JVとして申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先

ア 入札及び契約関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510

イ 応募調書資料関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510

ウ 設計図書関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
沖縄県土木建築部中部土木事務所 河川都市港湾班
電話番号 098-894-6515

(9) 詳細は入札説明書による。

第4号様式(3)

(施工体制確認型総合評価方式(特別簡易型・単体発注))

入 札 説 明 書

沖縄県土木建築部一般競争入札公告中第2号の「喜舎場地すべり対策工事(H23-1)」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 工事概要

- (1) 工事名 喜舎場地すべり対策工事(H23-1)
(電子入札対象工事)
- (2) 工事場所 北中城村喜舎場地内
- (3) 工事内容 抑止杭工、仮設工
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成24年2月29日まで

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成23・24年度入札参加資格者名簿(等級格付)(以下「平成23・24年度建設業者格付名簿」という。)に土木工事業のA等級として登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。))。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (5) 平成13年4月1日から競争参加資格確認申請書(別記様式1-1及び別記様式1-2)(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(別記様式2から別記様式9)(以下「確認資料」という。)の提出期限日までに、土木一式工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

なお、当該実績が、平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、申請書に工事成績評定通知書を添付すること。工事成績評定点が65点未満のものは実績と認めず、競争参加資格がないものとする。

土木建築部とは、宮古・八重山支庁土木建築課（現土木建築部宮古・八重山土木事務所）及び八重山支庁新石垣空港建設課（現土木建築部新石垣空港建設事務所）を含む。

（以下「土木建築部」とは宮古・八重山支庁土木建築課（現土木建築部宮古・八重山土木事務所）及び八重山支庁新石垣空港建設課（現土木建築部新石垣空港建設事務所）を含むものとする。）

共同企業体の取扱いは以下のとおりとする。

ア 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の構成員としての実績は、特定JVの代表者の施工実績を対象とする。

イ 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として参加する場合は、経常JVでの施工実績を対象とする。経常JVでの施工実績が無い場合は、経常JVの代表者の施工実績を対象とする。

(6) 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

(ア) 1級建設機械施工技士の資格を有する者

(イ) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

~~(ロ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者~~

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。申請日以前に3か月以上の雇用があることを証明するため、健康保険被保険者証等の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

(8) 原則として、上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者との関係がある場合は、出資状況等の確認ができる資料を添付すること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(11) 沖縄県中部土木事務所管内に建設業法に基づく本店又は営業所が存在すること。

(12) 平成13年4月1日から申請書等の提出期限日までに、元請けとして施工し、完成・引渡し完了した赤土等流出防止対策の施工実績があること。

ア 当該施工実績が平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合は、その工事成績評定通知書を添付すること。工事成績評定点が65点未満の場合は、実績と認められず、競争参加資格がないものとする。

イ 共同企業体の取扱いとは以下のとおりとする。

(ア) 特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

(イ) 特定JVの施工実績は、各構成員の施工実績として取扱う。

(ウ) 経常JVでの施工実績も対象とする。経常JVでの施工実績が無い場合は、各構成員の施工実績として取り扱う。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア 評価項目（企業の技術力及び施工体制の確認を評価する）

(ア) 企業の施工実績

同一工種の施工実績、工事成績、優良建設業表彰、工事故の有無、企業の手持ち工事量

(イ) 配置予定技術者の能力

資格、同一工種の施工実績、優良技術者表彰、継続教育（CPD）の状況

(ウ) 地域精通度 地域貢献度

地理的条件（営業拠点）、地理的条件（近隣実績）、ボランティア活動による地域貢献の実績

(エ) 施工体制

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性

イ 評価基準及び得点配分

(7) 企業の施工実績について (加算点)

評価の視点	評価基準	点数	配点
過去10年間の同一工種の施工実績	同一工種で、国又は沖縄県の実績あり (※1)、(※2)	10.0	/10.0
	同一工種で、県内市町村の実績あり (※3)	5.0	
	同一工種で、その他の実績あり	0.0	
沖縄県土木建築部での過去5年間の同一工種における工事成績の平均点	80点以上	20.0	/20.0
	75点以上 80点未満	15.0	
	70点以上 75点未満	10.0	
	65点以上 70点未満	5.0	
	65点未満又は実績なし	0.0	
過去3年間の優良工事表彰の有無	国、又は県知事表彰の実績あり (※1)	5.0	/5.0
	県土木建築部又は県内市町村表彰の実績あり	2.5	
	なし	0.0	
過去1年間における事故状況	事故なし	0.0	/0.0
	事故あり	-10.0	
手持ち工事量	手持ち工事量比率<0.25	15.0	/15.0
当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額=手持ち工事量比率	0.25≤手持ち工事量比率<0.75	10.0	
	0.75≤手持ち工事量比率<1.25	5.0	
	1.25≤手持ち工事量比率	0.0	

a 企業の施工実績

- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇(※2)「沖縄県」には、その外郭団体を含む。
- ◇(※3)「県内市町村」には、その外郭団体を含む。
- ◇当該施工実績が、平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。65点未満の場合は、実績と認められず、競争参加資格がないものとする。
- ◇特定JV等の評価は以下のとおりとする。
 - ・特定JVの施工実績は、特定JVの代表者の施工実績を評価の対象とする。
 - ・経常JVを評価する場合は、経常JVの施工実績を評価する。経常JVでの実績が無い場合は、経常JVの代表者の施工実績を評価の対象とする。
- ◇同一工種の施工実績1件で評価する。
- ◇実績期間の過去10年度間とは、平成13年4月1日から申請書等の提出期限日までとする

b 工事成績

- ◇沖縄県土木建築部の発注した工事に係る工事成績を対象とする。
- ◇経常JVの工事成績は、各構成員の工事成績として取り扱う。
- ◇経常JVにおける工事成績評定の考え方
 - ◎JV実績有り
 - ・JVの実績のみで評価する。
 - ◎JV実績無し
 - ・単体(全構成員)の実績有りの場合、構成員毎の平均点(少数点第2位を四捨五入し少数点第1位止め)を基に、全構成員の平均点(少数点第2位を四捨五入し少数点第1位止め)を算出し評価

する。但し、実績を持たない構成員がいる場合は、実績を持たない構成員を60点として評価し、全構成員の平均点（少数点第2位を四捨五入し少数点第1位止め）を算出して評価する。

◇特定JVの工事成績は、各構成員の工事成績として取り扱う。

◇過去5年間とは当該年度を含まない直近の5年度間とする。

◇実績無しとは、過去5年間で沖縄県土木建築部内の施工実績がないもの、及び成績評定がされていないものをいう。

◇同一工種において、平均点を求めるものとする。成績点の平均点は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。

$$\text{過去5年間の平均点} = \frac{\text{過去5年間の完成工事の評点合計}}{\text{過去5年間の完成工事の件数}}$$

c 優良工事表彰

◇（※1）「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。

◇評価対象は、国（特殊法人等を含む。）、沖縄県及び県内市町村における優良建設業者表彰（優良建設業者及び優良技術者）とする。

◇過去3年間とは当該年度を含まない直近の3年度間とする。

◇優良建設工事表彰の対象は、部門別（土木）とする。

◇経常JVの評価は、経常JVもしくは各構成員のうち1社が受賞実績（元請けとしての実績）を有していれば評価する。

◇単体の評価は、経常JVでの実績を評価しない。

評価対象業者 表彰実績	経常JV (A・B)	単体A	単体B	
経常JV (A・B)	○	×	×	
単体A	○	○	△	評価する : ○
単体B	○	△	○	評価しない : ×

◇特定JVの受賞実績は、各構成員の実績として取り扱う。

◇受賞した企業が評価対象期間（3年間）内に表彰を受けた発注機関から指名停止を受けた場合、指名停止日以前の受賞は評価対象としない（受賞に対する評価取り消しとする）。指名停止日以降の受賞は評価対象とする。

d 安全管理の状況（工事故）

◇事故ありとは、県内での工事故（ただし、民間工事及び米軍工事は除く）で、発注機関より指名停止があったものをいう。

◇過去1年間とは、申請書及び確認資料の提出期限日から起算する。

◇特定JV等については以下のとおりとする。

- ・特定JVの工事故は、各構成員の工事故として取り扱う。
- ・経常JVの工事故は、各構成員の工事故として取り扱う。
- ・経常JVを評価する場合は、各構成員の工事故を全て対象とする

e 手持ちの工数量

- ◇手持ちの工事量比率については、下記の算出法により算出する。
- ・当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額＝手持ち工事量比率
- ◇算出に用いる工事実績については、沖縄県土木建築部の発注工事に限る。
- ◇過去3年間とは当該年度を含まない直近の3年度間とする。
- ◇当該年度とは申請期限日の7日前（申請期限日及び休日含む）までとする。
- ◇JVの受注額は請負額に出資比率を乗じた額とする。
- ◇経常JVの手持ち工事量比率は、各構成員の手持ち工事量比率の平均値とする。

(イ) 配置予定技術者の能力について（加算点）

評価の視点	評価基準	点数	配点
監理技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士（3年以上）、1級建設機械施工技士（3年以上）、技術士	5.0	/5.0
	1級土木施工管理技士（3年未満）、1級建設機械施工技士（3年未満）	0.0	
主任又は監理技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士（3年以上）、1級建設機械施工技士（3年以上）、技術士	5.0	
	1級土木施工管理技士（3年未満）、1級建設機械施工技士（3年未満）	3.0	
	2級土木施工管理技士、2級建設機械施工技士、その他	0.0	
主任技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士（3年以上）、1級建設機械施工技士（3年以上）、技術士	5.0	
	1級土木施工管理技士（3年未満）、1級建設機械施工技士（3年未満）	3.0	
	2級土木施工管理技士、2級建設機械施工技士、その他	0.0	
過去10年間の同一工種の施工経験	役職経験有り・同一工種で、国、又は沖縄県の実績あり（※1）（※2）	10.0	/10.0
	役職経験無し・同一工種で、国、又は沖縄県の実績あり（※1）（※2）	7.0	
	役職経験有り・同一工種で、県内市町村の実績あり（※3）		
	その他の実績あり	3.0	
	実績なし	0.0	
過去3年間の優良技術者表彰	国、又は県知事表彰の実績あり（※1）	5.0	/5.0
	県土木建築部又は県内市町村の表彰実績あり	2.5	
	なし	0.0	
過去1年間、又は、過去1年度間の継続教育（CPD）単位取得状況	推奨単位以上	5.0	/5.0
	推奨単位未満	0.0	

a 配置予定技術者の能力

- ◇（※1）「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇（※2）「沖縄県」には、その外郭団体を含む。
- ◇（※3）「県内市町村」には、その外郭団体を含む。
- ◇当該施工経験に係る工事が、平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事である場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。65点未満の場合は、経験と認められない。
- ◇専任で配置する監理技術者で評価する。
- ◇経常JVを評価する場合は、各構成員の技術者の資格及び経験に関する総合評価方式の評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者に得点を与え、評価する。
- ◇複数の配置予定技術者の場合は、資格に関する総合評価方式の評価基準に基づく点数を比較し、最も点

数が低い技術者に得点を与え、評価する。

- ◇当該施工経験は、その技術者が現在属している企業又は過去に属した企業での経験を対象とする。
- ◇当該施工経験に係る工事が、共同企業体の構成員として関わった工事である場合は、その出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ◇建設業法第26条に該当する技術者であること。
- ◇同一工種の施工経験は1件で評価する。
- ◇実績期間の10年間とは、平成13年4月1日から申請書等の提出期限日までとする。
- ◇役職経験有りとは、監理技術者、主任技術者、現場代理人での工事実績を有する場合をいう。

b 優良技術者表彰

- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇評価対象は、国(特殊法人等を含む。)、沖縄県及び県内市町村における優良建設業者表彰(優良建設業者及び優良技術者)とする。
- ◇優良技術者表彰は、表彰を受けた本人が当該工事の配置予定技術者(主任技術者等)として登録された場合に評価する。
- ◇過去3年間とは当該年度を含まない直近の3年度間とする。
- ◇優良建設工事表彰の対象は、部門別(土木)とする。
- ◇経常JVの評価は、経常JVもしくは各構成員のうち1社が受賞実績(元請けとしての実績)を有していれば評価する。
- ◇単体の評価は、経常JVでの実績を評価しない。

評価対象業者 表彰実績	経常JV (A・B)	単体A	単体B	
経常JV(A・B)	○	×	×	
単体A	○	○	△	評価する : ○
単体B	○	△	○	評価しない : ×

- ◇特定JVの受賞実績は、各構成員の実績として取り扱う。
- ◇優良技術者表彰を受賞した時に雇用関係にある企業が評価対象期間(3年間)内に表彰を受けた発注機関から指名停止を受けた場合、指名停止日以前の受賞は評価対象としない(受賞に対する評価取り消しとする)。指名停止日以降の受賞は評価対象とする。

c 継続教育(CPD)の状況

- ◇「建設系CPD協議会」の加盟団体のうち、単位取得証明を発行している団体の証明書において証明書を発行した団体が推奨している年間単位(ユニット等)を満足している者を評価する。
- ◇「年間」発行の単位取得証明書は、当該工事の技術資料提出期限日から過去1年間を対象としたものとする。
- ◇「年度」発行の単位取得証明書は、過去1年度間を対象としたものとする。

(ウ) 地域精通度 地域貢献度(加算点)

評価の視点	評価基準	点数	配点
地域内における本店、営業所の	中部土木事務所管内に本店あり	5.0	

有無	中部土木事務所管内に営業所あり	0.0	/5.0
----	-----------------	-----	------

過去2年間の近隣地域（中部土木事務所管内）の同一工種の実績	3件以上	5.0	/5.0
	1～2件	2.5	
	0件	0.0	
過去1年間のボランティア活動の実績	活動実績有り	5.0	/5.0
	活動実績なし	0	

a 近隣地域内での施工実績

◇土木建築部発注工事を実績の対象とする。

◇過去2年間の施工実績とは、平成21年4月1日から申請書等の提出期限日までの実績とする。

◇工事規模は次のとおりとする。

- ・2千5百万円以上の工事を実績とする。

◇特定JV等の評価は以下のとおりとする。

- ・特定JVの施工実績は、各構成員の施工実績として取り扱う。
- ・特定JVを評価する場合は、代表者の実績を評価する。
- ・経常JVの施工実績は、各構成員の施工実績として取り扱う。
- ・経常JVを評価する場合は、経常JVでの実績を評価する。経常JVでの実績が無い場合は、各構成員の近隣地域での施工実績の総合評価方式の評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い施工実績に得点を与え、評価する。

b ボランティア活動による地域貢献の実績

◇沖縄県内でのボランティア実績を対象とする。

◇参加が確認できないものについては、実績と認めない。

◇過去1年間における県内の社会資本（道路、河川、護岸、公園及び自然海岸、その他）を対象に、除草

- ・清掃、調査、その他の社会資本の維持管理に関するボランティア活動で、公益性が認められるものを評価対象とする。

◇評価の対象例について以下に示す。

- ・クリーンアップキャンペーン
- ・災害ボランティア
- ・ボランティアサポートプログラム

◇ボランティアグループ等に対する寄付については実績に含めない。

◇特定JVの場合は代表者の実績を対象とする。

◇経常JVの場合は各構成員の実績を対象とする。

◇過去1年間とは当該年度を含まない直近の1年度間とする。

(エ) 施工体制（施工体制評価点）

評価の視点	評価基準	点数	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5.0	
	上記以外	0.0	

施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	上記以外	0.0	

◇施工体制評価点は、上記(エ)の評価基準に基づき、優／15点、可／5点、不可／0点の3段階で評価する。
 なお、入札参加者の申込みに係る価格が失格基準価格以上低入札調査基準価格未満の場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、審査を厳格に行う。

(2) 総合評価の方法

競争参加資格が認められた者に以下の点数を与える。

ア 基礎点

競争参加資格を認められた者に基礎点として100点を与える。

イ 加算点

加算点〔上記 3 (1) イ (ア)～(ウ)〕の算定方法は次のとおり。

貴社の合計得点

$$\text{加算点} = \text{評価点(40点)} \times \frac{\text{設定総得点(満点)}}{\text{設定総得点(満点)}}$$

評価点：総合評価方式の種別ごとに定められた点数（特別簡易型：40点）

ウ 施工体制評価点

(ア) 審査

適切な施工体制を確保するため、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査する。施工体制の評価項目の審査は、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、失格基準価格以上低入札調査基準価格未満で入札を行った者について、開札後、速やかに審査を実施する。施工体制評価点は、上記 3 (1) イ (エ) の評価基準に基づき、優／15点、可／5点、不可／0点を与える。施工体制評価点の最高点は、30点（品質確保の実効性15点、施工体制の確保の確実性15点）とする。なお、入札参加者の申込みに係る価格がbの場合は審査を厳格に行い、cの場合は審査を実施せず失格とする。

a 低入札調査基準価格以上の入札の場合 審査を実施しない。

b 失格基準価格以上低入札調査基準価格未満の場合

下請業者における赤字の発生及び工事成績評価点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがあることから、審査を厳格に行う。

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×60%）

（ただし、低入札調査基準価格が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格の10分の7に満たな

い場合は予定価格に10分の7を乗じた額とする。)

c 失格基準価格未満の入札の場合

契約の内容に適合した履行が行われないと判断し、審査を実施せず、失格とする。

失格基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費×75%＋共通仮設費×70%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）

(4) 評価

入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件を現実確実性の向上につながるかの審査を行う。入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。

評価項目毎に3段階で評価する。（優15点／可5点／不可0点）

(ウ) 施工体制評価項目

施工体制評価項目は以下のとおりとする。

(a) 品質確保の実効性

(b) 施工体制確保の確実性

(エ) 基礎点及び加算点の見直し

施工体制が十分確保されないということは、企業の信頼度が低下していることから、企業の基礎技術力等（加算点）についても施工体制評価点の獲得割合に応じて減点する。なお、施工体制評価点が0点の場合は、基礎点も0点とする。

エ 総合評価

価格及び技術資料に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、ア、イ及びウにより得られる基礎点と加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

入札後、落札者の決定は保留する。次のアからウの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。その結果は全入札参加者に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。

イ 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

ウ 提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低価格入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後、速やかに、ヒアリングを実施する。低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、事情聴取に協力しなければならない。なお、低入札調査基準価格以上の者についてはヒアリングを

実施しない。

ア ヒアリング日時：平成23年7月19日（火）予定

イ ヒアリング場所：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

沖縄県土木建築部中部土木事務所 4階入札室

電話番号 098-894-6514

ウ 資料の提出：入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料を求める。なお、提出すべき様式及び添付資料は沖縄県土木建築部技術管理課のホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/gijutsu/index2.htm>) の「総合評価方式関係様式」→「2)施工体制確認型総合評価方式の追加資料様式」において確認すること。

エ 追加資料提出の連絡：8(2)の開札の後、平成23年7月13日（水）午後5時（予定）までに対象業者あてに連絡する。【※開札日の翌日までに連絡。開札日に連絡するのが望ましい。】

オ 追加資料の提出期限：平成23年7月15日（金）までとする。

なお、一度提出した追加資料等の修正及び再提出は認めない。

また、提出期限日を過ぎた追加資料は受け付けない。

カ 追加資料の提出先：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

沖縄県土木建築部中部土木事務所 河川都市港湾班

電話番号 098-894-6515

キ 追加資料の提出方法：提出先へ直接持参するものとし、電送（メール及びファクシミリ）による提出は認めない。

ク その他：入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大2名以内とする。

追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(6) その他 追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

4 設計業務等の受託者等

(1) 2(8)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ (株)琉球建設コンサルタント、(株)上城技術情報

(2) 2(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

5 申請書及び確認資料の作成方法

(1) 申請書及び確認資料を提出する場合は、「別記様式10」を表紙とし、書類目次を記入するとともに、「別記様式1-1」を先頭に各書類に頁を付すこと。

また、添付書類は他様式と重複する場合でも添付を省略せず、各様式毎に添付すること。

(2) 申請書は、「別記様式1-1及び別記様式1-2」により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

ア 施工実績（別記様式2）

- (ア) 2(5)に掲げる資格があることを判断できる施工実績について、別記様式2に工事名称及び工事概要等を記載すること。
- (イ) 記載する施工実績の件数は1件でよい。
- (ウ) CORINS登録をしている場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。
- (エ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を添付すること。
- (オ) 当該施工実績が、平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合は、その工事成績評定通知書の写しを添付すること。
なお、当該工事に係る工事成績評定通知書を紛失した場合は、工事成績評定通知書の発行部署にその写しを求めることとする。

イ 配置予定技術者の経験（別記様式3）

- (ア) 別記様式3に保有資格、継続教育(CPD)及び同一工種の施工経験を記入すること。
- (イ) CORINSに登録している場合、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術者一覧、技術データ）の写しを添付すること。
- (ウ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び施工経験（実績）が証明できる資料の写しを添付すること。
- (エ) 監理技術者資格者証の写し（裏表）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。主任技術者の場合は、その資格が確認できる書類を添付すること。
- (オ) 当該施工経験に係る工事が、平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事である場合は、その工事成績評定通知書の写しを添付すること。
なお、当該工事に係る工事成績評定通知書を紛失した場合は、工事成績評定通知書の発行部署にその写しを求めることとする。
- (カ) 2(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同一工種の経験の件数は1件でよい。
なお、配置予定技術者として、複数の候補技術者の資格、工事の経験等を記載することもできる。ただし、この場合、資格に関する総合評価方式の評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者に得点を与え、評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 近隣地域内での施工実績（別記様式5）

(ア) 別記様式5に記入する実績は、上限5件までとする。

(イ) CORINSに登録している場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。

(ウ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を添付すること。

(エ) この調書に記載する工事は、平成21年4月1日から申請書等の提出期限日までの実績とする。沖縄県内で元請けとして施工した金額が2千5百万円以上の土木一式工事の中から代表的な工事を5件記載（実績が5件未満の場合はすべて記載する。）するものとする。

エ 安全管理の状況（別記様式6）

過去1年間における受注工事の中で、沖縄県内での事故件数状況（記述方法任意）の有無について別記様式6に記入する。

事故ありとは、県内での工事事故（ただし、民間工事及び米軍工事は除く）で、発注機関より指名停止があったものをいう。

過去1年間とは、平成22年4月1日から申請書等の提出期限日までとする。

オ 工事成績・表彰（別記様式7）

(ア) 工事成績

a 沖縄県土木建築部での過去5年間の工事成績（記述方法任意）

なお、過去5年間とは当該年度を含まない直近の5年間とする。

b 年度、工事名を記入すること。

c 工事成績評価通知書の写しを添付すること。

d CORINSに登録している場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。

e CORINSに登録をしていない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を添付すること。

(イ) 表彰

a 国（特殊法人等を含む）、沖縄県又は県内市町村発注での過去3年間の優良業者表彰及び優秀技術者表彰の受賞（平成19・20・21年度の完成工事で、表彰を平成20・21・22年度に受けたもの）の有無（記述方法任意）

b 工事名、表彰を受けた年度、表彰部門を記入すること。

c 記載した優良建設業者又は優良技術者に係る表彰状の写しを添付すること。

カ 手持ちの工事量（別記様式8）

(ア) 当該年度を含まない直近の3年度間の沖縄県土木建築部の発注工事（平成20年4月1日から平成23年3月31日までに契約を締結した工事）及び当該年度の沖縄県土木建築部の発注工事について、別記様式8に工事件名、施工場所、契約金額、受注形態等を記入すること。

なお、債務負担行為に係る契約の特則のある工事については、請負代金の支払の限度額の属する年度を契約締結年度に読み替える。

(イ) 受注時工事カルテ又は竣工時工事カルテ受領書の写しを添付すること。

キ ボランティア活動による地域貢献の実績（別記様式9）

(ア) 当該年度を含まない直近の1年度間におけるボランティア活動について、名称、実施年度、実施期間、当該企業からの参加人数、活動場所を別記様式9に記入すること。

(イ) ボランティア活動を証明できる資料（新聞記事、表彰状、証明書等）を合わせて提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成23年7月6日（水）（予定）までに通知する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

(5) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書及び確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。また、評価項目において評価対象としないことがある。

6 競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：沖縄県土木建築部中部土木事務所

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

7 入札説明書に対する質問及び回答

(1) 入札・契約手続きに関すること。

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班
電話098-894-6510

(2) 上記(1)以外に関すること。

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
沖縄県土木建築部中部土木事務所 河川都市港湾班

電話098-894-6515

- ア 提出期間：平成23年6月10日（金）から平成23年7月6日（水）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで。
- イ 提出場所：上記(2)に同じ
- ウ 提出方法：持参によるものとする。
電子入札対象工事の場合でも、持参すること。
- エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
期 間：回答を行った日の翌日から平成23年7月8日（金）までの土
曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
閲覧場所：上記(2)において閲覧に供するほか、入札情報サービスに掲載す
る。【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

8 入札手続等

(1) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ア 提出期間：平成23年6月10日（金）から平成23年6月24日（金）まで。
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- イ 提出場所：沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510
- ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。
なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（別記様式1-1のみでよい）を提出すること。
- エ 提出部数：2部

(2) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成23年7月11日（月） 9時00分

入札書提出締切日時：平成23年7月12日（火）15時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成23年7月13日（水） 9時00分

持参場所：沖縄県中部合同庁舎4階 入札室

※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

- ウ 開札日時：平成23年7月13日（水） 9時05分 電子入札システムにより開札

9 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

【※ 電子入札対象工事の場合】

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

10 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該工事の競争参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号の定めるところにより免除。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

12 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、

種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。

- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

13 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が沖縄県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。なお、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札調査要領により調査を行うものとする。

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×60%）

（ただし、低入札調査基準価格が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格に10分の7を乗じた額とする。）

失格基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費×75%＋共通仮設費×70%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）

14 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

15 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に2(6)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様に職務を行うものとする。また、上記の技術者を求められた場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当者等に通知することとする。

16 支払条件

前金払 契約金額の40%以内
中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
部分払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数

17 火災保険の要否
(要)

18 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある場合（苦情申立て）

(1) 非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。

- ア 提出期限：落札者決定の公表の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）とする。
- イ 提出場所：沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班
- ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メール又はファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、申請書及び確認資料の提出期限の翌日から起算して5日以内（休日を除く）までに説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

19 再苦情申立て

契約担当者からの6及び18の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口： 沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班

受付時間： 午前9時から午後5時までとする。

イ 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部土木企画課 建設業指導契約班

電話098-866-2384

20 総合評価に関する事項

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により、施工計画に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

21 その他電子入札に関する事項は、沖縄県電子入札運用基準による。

22 その他

(1) 落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特

に指示したときは、この限りでない。

- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札契約心得及び建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。
ホームページ <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班 電話098-866-2384
沖縄県電子入札ポータルサイト
<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>
 - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
- (8) 次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。
 - ・ 沖縄県電子入札ポータルサイト
<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・ 競争参加資格確認申請書受付票
 - ・ 競争参加資格確認結果通知書
 - ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・ 辞退届受付票
 - ・ 日時変更通知書
 - ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・ 入札書受付票
 - ・ 入札締切通知書
 - ・ 再入札通知書
 - ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

- ・ 落札者決定通知書
- ・ 決定通知書
- ・ 保留通知書
- ・ 取止め通知書

競争参加資格確認申請書(1)

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 〒○○○ ○○○○○○
商号又は名称 ○○○○○○ 印
代表者氏名 ○○○○
担当者氏名 ○○ ○○
電話 ○○○-○○○-○○○○
E-mailアドレス ○○@○○. ○○. ○○

平成23年6月10日付けで公告がありました喜舎場地すべり対策工事(H23-1)に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

申請書、確認資料及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 (1)建設業の許可について(通知)(写)
(2)建設業許可申請書及び別表の(写)※営業所の変更等がある場合は変更届出書の(写)
(入札説明書2(2)2(11)に定める資格を確認する書類)
- 2 入札参加適格合格通知書(写)(入札説明書2(2)に定める資格を確認する書類)
- 3 直近の経営事項審査結果通知書(写)(入札説明書2(4)に定める資格を確認する書類)
- 4 入札説明書2競争入札参加資格(1)(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)に定める事項
(別記様式1-2に記載)
- 5 入札説明書5(3)アに定める施工実績を記載した書面(別記様式2)
- 6 入札説明書5(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面(別記様式3)
- 8 入札説明書5(3)ウに定める近隣地域内での施工実績を記載した書面(別記様式5)
- 9 入札説明書5(3)エに定める安全管理の状況を記載した書面(別記様式6)
- 10 入札説明書5(3)オに定める工事成績・表彰を記載した書面(別記様式7)
- 11 入札説明書5(3)カに定める手持ち工事量を記載した書面(別記様式8)
- 12 入札説明書5(3)キに定めるボランティア活動による地域貢献の実績を記載した書面
(別記様式9)

注) 1) 紙入札者は、通知書封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、特定記録郵便分(240円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。
2) 入札説明書と整合するよう記載すること。

競争参加資格確認申請書(2)

平成 年 月 日

競争入札参加資格(貴社について記入すること)

2に係る事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

【記入例: 該当していない】

- (2) 沖縄県の特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成23・24年度入札参加資格者名簿(等級格付)(以下「平成23・24年度建設業者格付名簿」という。)に土木工事業のA等級として登録されている者

【記入例: 土木工事: A級である】

※入札参加適格合格通知書の写しを添付すること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く)でないこと等

【記入例: 該当しない】

- (4) 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にある者。

【記入例: 別添「経営事項審査結果通知書(写)」のとおり】

※経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。

- (6) 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3か月以上の雇用)があること。

【記入例: 別添「健康保険被保険者証(写)」のとおり申請日以前に3か月以上の雇用関係がある。】

※健康保険被保険者証等の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること。

- (7) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止を受けていないこと。(申請書等提出日現在の状況を記載すること。)

【記入例: 平成〇年〇月〇日現在(申請書等の提出日現在)において指名停止の措置を受けていない】

- (8) 原則として、工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

【記入例: 〇〇と資本若しくは人事面において関連はない】

※関連がある場合、出資状況等の確認ができる資料を添付すること。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

【記入例: 関係はない】

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

【記入例: 該当しない。】

- (11) 沖縄県中部土木事務所管内に建設業法に基づく本店又は営業所が存在すること。

【記入例: 沖縄県中部土木事務所管内に建設業法に基づく本店が存在する。
(別記様式1-1の1に添付したとおり)】

- (12) 赤土等流出防止対策の施工実績があること。

【記入例: 実績あり】

※CORINSに登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ(一般データ、技術データ)の写しを添付すること。

※CORINSに登録していない場合は、契約書及び工事内容(実績)が証明できる資料の写しを添付すること。

※当該施工実績が、平成15年度(営繕工事については平成16年度)以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合は、その工事成績評定通知書を添付すること。

同一工種

の施工実績

会社名

同一工種の条件		平成13年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同一工種の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員の場合のものに限る。) 同一工種：土木一式工事であること。 特定JVにあっては、代表者の施工実績を評価対象とする。経常JVにあっては経常JVでの実績を評価する。経常JVでの施工実績がない場合は、経常JVの代表者の施工実績を評価の対象とする。
工事 名 称 等	工事名称	CORINS登録 有・無 (CORINS番号、工種)
	発注機関名	県土木建築部・他部局・国・公団・他都道府県・市町村等・民間
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	百万円
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	・単体／共同企業体(出資比率%) ・オーナー / サブ
工事 概 要	構造・形式	記入例 土木一式工事 道路改良工事
	規模・寸法等	・記入例 道路工事 工事延長〇〇m×幅員〇〇m
	使用機材・数量	
	施工条件	・地形地質条件、施工方法
その他		

- 注) 1) 公告において明示した資格があると判断できる必要最小限の項目を記入すること。
- 2) 記載する工事をCORINSに登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ(一般データ、技術データ)の写しを添付すること。
- 3) 記載する工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写し等、工事内容(実績)が証明できる資料等の写しを添付すること。
- 4) 当該施工実績が、平成15年4月1日)以降に完成した県土木建築部の発注工事に係るものについては工事成績評定通知書の写しを添付すること。(6.5点未満の場合は、実績と認めない。)

主任(監理)技術者等の資格・工事経験

会社名

(ふりがな) 配置予定技術者の氏名		監理技術者 ○○ ○○	
最終学歴		○○大学 ○○工学科 ○○年卒業	
法令による資格・免許等		一級土木施工管理技士(取得年月、登録番号) 監理技術者資格(取得年月、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年月、修了証番号)	
継続教育(CPD)		・各団体の推奨単位以上を取得している。() ・各団体の推奨単位を取得していない。()	
同一工種の経験の条件		平成13年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同一工種に従事した経験を有すること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。) [同一工種：土木一式工事であること。 特定JVにあっては、代表者の技術者を評価対象とする。経常JVにあっては、各構成員の技術者を評価対象とする。]	
工事の 経験の 概要	工事名		
	発注機関名		
	施工場所	(都道府県・市町村名)	
	契約金額		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	工事受注形態等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職を記入	
	工事 内容	構造形式	・記入例 護岸工 ○○○○㎡
		仮設工法構造等	・
		主要資機材数量	・コンクリート ○○○m ³ ・ブロック ○○○個
施工条件		・地形地質条件 ・施工方法	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・無	
申請時 における 他工事の 従事状況 等	工事名		
	発注機関名		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職を記入	
	本工事と重複する場合の対応措置	例1) 本工事に着手する前の〇月〇日に工期が完了するため本工事に従事可能 例2) 現在、現場代理人(担当技術者)なので変更を行い本工事着手日までに従事可能	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・無	
重複申 請の有 無	重複申請工事名	提出日・提出先	

- 注) 1) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を記入すること。
- 2) 「申請時における他工事の従事状況等」のうち重複する場合の対応措置の理由は、配置予定技術者が専任で本工事に配置できることがわかるように記入するものとする。また、それが確認できる資料を添付するものとする。
- 3) 「重複申請の有無」については、本工事の競争参加資格確認申請時において、他の入札手続き開始中の工事に重複して申請している場合又は重複申請しようとする場合に記入する。
- 4) 鋼橋上部における配置予定技術者は、架設時における配置予定技術者を記入する。
- 5) 「工事経験の概要」の工事をCORINSに登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ(一般データ、技術者一覧、技術データ)の写しを添付すること。
- 6) 「工事経験の概要」の工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写し、従事していた工事内容が証明できる資料の写しを添付するものとする。
- 7) 「継続教育(CPD)」については、該当するところの()に○印を付して下さい。なお、「各団体の推奨単位以上を取得している」に○印を付した場合は、当該団体の推奨単位数を示す資料及び当該団体が発行する単位取得証明書添付して下さい。
- 8) 複数名申請する場合は、技術者毎に各々記入して下さい。
- 9) 配置予定技術者を監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写し(裏表)及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- 10) 重複申請する場合は、工事名等を記入して下さい。(※CORINSの受注時カルテ又は途中変更時カルテ受領書の写しを添付すること。)
- 11) 経験した工事が平成15年4月1日以降に完成した県土木建築部の発注工事に係るものについては、工事成績評定通知書の写しを添付すること。(6.5点未満の場合は、実績と認めない。)

近 隣 地 域 内 で の 施 工 実 績

会社名

工 事 名 称 等	工 事 件 名	CORINS登録 有・無 (CORINS番号)	
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)	
	契 約 金 額	百万円	
	工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
	受 注 形 態 等	・単体 / 共同企業体(出資比率%) ・オーナー / サブ	
工 事 名 称 等	工 事 名	}	
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		上記に同じ
	工 期		
	受 注 形 態 等		
工 事 名 称 等	工 事 名	}	
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		上記に同じ
	工 期		
	受 注 形 態 等		
工 事 名 称 等	工 事 名	}	
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		上記に同じ
	工 期		
	受 注 形 態 等		
工 事 名 称 等	工 事 名	}	
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		上記に同じ
	工 期		
	受 注 形 態 等		

※1) 5件を上限とする。土木建築部発注工事を実績の対象とする。

2) 記載する工事をCORINSに登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ(一般データ、技術データ)の写しを添付すること。

3) 記載する工事をCORINSに登録していない場合は、契約書の写し等、工事内容(実績)が証明できる資料等の写しを添付すること。

4) 上記による確認が出来ない工事は実績として認めない。

安 全 管 理 の 状 況

会社名 _____

- ・過去 1 年間の沖縄県内における事故状況

死亡事故、営業停止、刑事罰及び文書注意等の有無がわかる様に記入すること。

注 1) 事故ありとは、県内での工事事故（民間工事及び米軍工事は除く）で、発注機関より指名停止があったものをいう。

2) 過去 1 年間とは、申請書及び確認資料等の提出期限日から起算する。

工事成績、表彰

会社名

【工事成績】

沖縄県土木建築部での過去 5 年間の工事成績（記述方法任意）

なお、過去 5 年間とは当該年度を含まない直近の 5 年間（平成 18～22 年度）とする。

※年度、工事名を記入すること。

※記載した工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。

【表彰の有無】

国（特殊法人等を含む）、沖縄県または県内市町村発注の過去 3 年間の優良建設業者表彰及び優良技術者表彰の受賞（平成 19～21 年度の完成工事で、表彰を平成 20～22 年度に受けたもの）の有無

※優良建設業者表彰（工事名、部門別〔土木〕を記入すること。）

※優良技術者表彰（技術者名、工事名を記入すること。）

※記載した優良建設業者又は優良技術者に係る表彰状の写しを添付すること。

手持ち工事量

会社名

工 事 名 称 等	工 事 件 名	CORINS番号 :	
	施 工 場 所	(市町村名) :	
	契 約 金 額	百万円	
	工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
	受 注 形 態 等	・ 単体 / 共同企業体 (出資比率%) ・ オーナー / サブ	
工 事 名 称 等	工 事 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	上記に同じ	
	工 期		
	受 注 形 態 等		
工 事 名 称 等	工 事 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	上記に同じ	
	工 期		
	受 注 形 態 等		
工 事 名 称 等	工 事 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	上記に同じ	
	工 期		
	受 注 形 態 等		
過 去 平 均 年 受 注 額	平成20年度の総受注額		
	平成21年度の総受注額		
	平成22年度の総受注額		
	平均受注額 (A)		
当該年度 (平成23年度) 受注額 (B)			
手持ち工事量比率 = (B) / (A)			

※1) 記入欄が不足する場合は複数枚に記入してよい。

2) 記載する工事について、受注時工事カルテ又は竣工時工事カルテ受領書の写しを添付すること。

3) 過去3年間とは、契約締結日の属する年度を基準とし、平成20年4月1日から平成23年3月31日までをいう。なお、債務負担行為に係る契約の特則のある工事は、請負代金の支払の限度額の属する年度を契約締結年度に読み替える。

4) 上記による確認が出来ない工事は実績として認めない。

ボランティア活動の地域貢献の実績

会社名

ボランティア活動の名称	
実施年度	
実施期間	
会社からの参加人数	
実施場所	
・具体的な活動内容 	
ボランティア活動の名称	
実施年度	
実施期間	
会社からの参加人数	
実施場所	
具体的な活動内容 	

注 1) 記入は1件でもよい。

2) ボランティア参加が確認できる資料（新聞記事、写真、証明書等）を添付すること。

3) 上記による参加が確認できないものについては実績と認めない。

申請書及び確認資料

住 所

会社名

代表者

担当者

連絡先

工 事 名	〇〇〇〇工事
提出年月日	平成 年 月 日 ()
書類目次	<u>(※記載例)</u> ☐別記様式1-1 P1 ☐別記様式1-2 P2 ☐建設業の許可について(通知)(写) P3 ☐建設業許可申請書及び別表(写) P4、P5 ☐入札参加適格合格通知書(写) PO ☐経営事項審査結果通知書(写) PO ☐赤土流出防止対策の施工実績資料 PO~PO ☐別記様式2 PO~PO ☐別記様式3 PO~PO ☐別記様式5 PO~PO ☐別記様式6 PO ☐別記様式7 PO~PO ☐別記様式8 PO~PO ☐別記様式9 PO~PO 合計 〇〇 枚

工事名 ()

設計図書等に係る質問について

平成 年 月 日

中部土木事務所長 殿

住所

商号又は名称

氏 名

印

質問内容	(担当者名、連絡先を記入)
回答	(回答年月日、作成者名を記入)

※質問が欄内に収まらない場合及び資料がある場合については、適宜の用紙を使用してください。

主管班長	主幹	設計担当者	収 受 印

